



# 安全・適正就業だより

第 33 号

平成 28 年 12 月 20 日

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆ 就業前の道具の点検 身体(こころ)の点検 ☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

## 巡回視察報告

…事故0を目指して…



1 1月7日(月)、旧秩父セメント跡地草刈り作業現場を視察しました。4人の会員がお互いの間隔、防護具の着用、場所により小石の飛散防止網を張るなど安全対策をとって作業を行っていました。作業は草が大きく2段刈りをする必要があること、枯れて草が固くなっているため「一文字刃」を使用していると話していました(状況によって刃を替え行っている)。班員の乗って来た車が隅に整然と駐車してありました。就業に対する真剣な姿勢の一端が感じられました。今後、一層安全な作業と、寒くなってきたので健康に注意して作業を行ってください。



## 第2回「ドライバードック」が開催されました

1 1月7日、9時より秩父中央自動車学校で行われ  
2 5人の会員が参加し熱心に受講しました。



## 道路交通法の一部改正があり、高齢者講習制度が変わります。

(施行日 平成 29 年 3 月 12 日)

- 1 70歳から74歳の運転者の方
  - 免許更新時の講習
    - ・講習時間の短縮(現行3時間→2時間)
    - ・講習内容の充実(双方向講義等)
- 2 75歳以上の運転者の方
  - 免許更新のときに認知機能検査を行う
    - ・心配ない → 高齢者講習2時間 → 免許証の更新 → 運転継続
    - ・少し低くなっている → 高齢者講習3時間 → 免許証の更新 → 運転継続
    - ・低くなっている → 医師の診断 → 認知症 → 免許の取消・停止等
- 3 一定の違反をしたとき
  - 認知症ではない → 高齢者講習3時間
  - 一定の違反をしたときは臨時認知機能検査をを行う
    - ・心配ない → 免許証の継続 → 運転継続
    - ・少し低くなっている → 臨時高齢者講習2時間 → 運転継続
    - ・低くなっている
      - 認知症 → 免許の取消・停止等
      - 認知症ではない → 臨時高齢者講習2時間 → 運転継続



… シルバー活動で認知機能の低下を防ぎましょう ……………

# 事故報告

11月15日午後、個人宅（秩父市山田）の植木剪定中、塀の上に乗って作業を行っていた時に、バランスを崩して隣家のカーポートの屋根の上に手を着いたところ、屋根が抜けてしまった。

## 11月14～15日、佐倉市と横浜市のシルバー人材センターを視察し研修を行いました

佐倉市SCの会議室に入り、先ず目に入ったのが「忘れるな 小さなヒヤリが事故のもと」と大きく書かれた標語の掲示物でした。安全面では、佐倉市SC・横浜市SCともに刈払機を使用しての事故が多いと話していました。

## 11月25日、「緊急安全・適正就業委員会」を行いました

10月6日の小石飛散事故の当事者に集まっていたいただき、シルバー保険の適用範囲を超えた部分の賠償について話し合いが行われました。

事故の賠償は、個人の責任において行うのが基本です。したがって、損害額がシルバー保険で支払える金額を超えてしまった時は、その差額を加害者（会員）が負担することになります。

会員は、シルバー保険の掛け金の一部を負担するのみで、加入の手続き・謝罪を含む示談交渉・保険金の請求手続きまでを全て事務局で担当している現状があります。その為、「事故について安易に考えてしまっている」ところがあると思います。危機感を持って「絶対事故を起こさない」という強い気持ちを持つことが大切です。

## 会員の声

10月の中旬、お彼岸に行けなかったお墓参りに聖地公園へ行った時のことです。8人の会員さんが刈払機を使って草刈りを行っていました。斜面のきつい所があり滑らないように注意をしたり、ヘビ（まむし）がいるので咬まれないように注意していると笑いながら真剣に話していました。

その他の場所を含めて、就業現場の状況を検証し、果たしてシルバーの仕事として安全なのか、適正就業なのかを検討する必要があると思いました。

太田中学校原島校務員さんの作ったシュロの葉を使った作品です。

⇒ ⇒



秩父市野坂町1-13-14、電話 0494-22-4454

秩父市シルバー人材センター、安全・適正就業委員会